

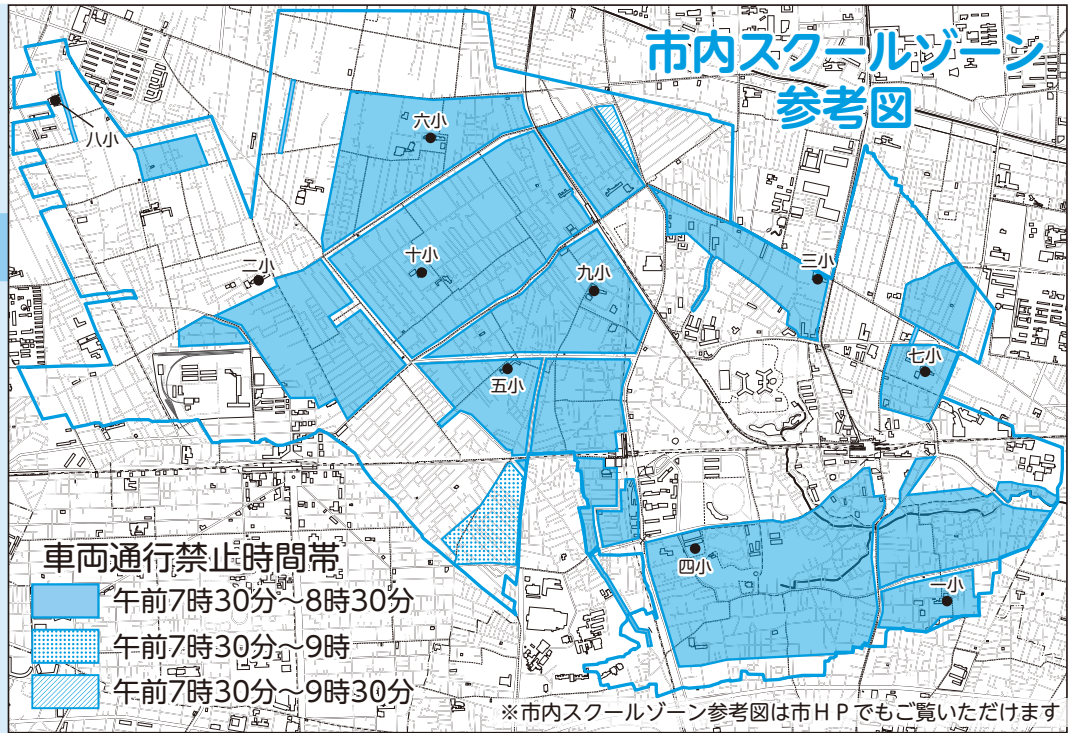
車両通行禁止時間帯 スクールゾーンでは 一般車両は通行禁止

児童の安全を守りましょう

各小学校区には児童が安全に通学できるように、学校周辺の地域にスクールゾーンを設定しています。スクールゾーン内の道路では、車両通行禁止時間帯（主に午前7時30分～8時30分）は一般車両の通行はできません。ドライバーの皆さんは、道路標識に従い、児童の安全を守るため、この機会に、もう一度スクールゾーンとその時間帯を確認してください。

なお、原則通行はできませんが、スクールゾーン内にお住まいの方など、警察署発行の通行許可書があれば一部通行が認められます。詳しくは、小金井警察署 ☎(042)381-0110 へお問い合わせください。

→学務課 ☎(042)574-4042 / 交通対策課(内363)



スクールゾーン

ブロック塀などの助成・補助

耐震診断費用の一部助成を新たに追加

ブロック塀などの地震対策をしませんか 安全で緑豊かな町並みを目指して

平成30年6月18日に大阪府北部で発生した最大震度6弱の地震では、ブロック塀が倒壊し、大きな被害が起こりました。地震によるブロック塀などの倒壊を未然に防ぎ、緑豊かなまちづくりを推進するため、ブロック塀などの撤去・耐震診断と生け垣新設の助成・補助制度を設けています。それぞれ単独でも申請できます。

生け垣・ブロック塀の施工事例



4月1日(月)から ブロック塀の耐震診断費用の一部を助成

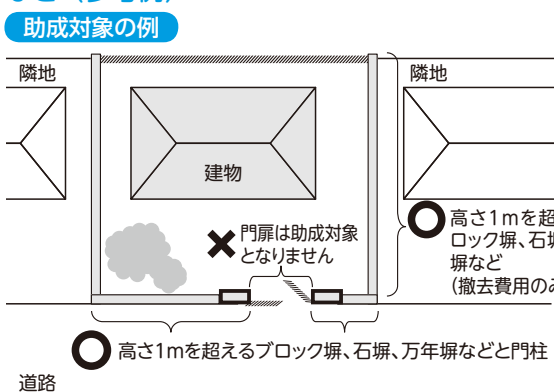
- 道路・隣地境界などに面して設置された、高さ1mを超えるブロック塀
- 助成額耐震診断費用と敷地あたり10,000円を比較して少ない方の額
- 耐震診断の契約前に建築指導課へ問い合わせのうえ、所定の申請書に案内図、塀の位置図、耐震診断見積書の写し、塀の写真、所有者確認書類、耐震診断計画書、耐震診断の実施者を証する書類を添付し、直接建築指導課へ
- 申請書配布 建築指導課で※市HPからダウンロード可
- 助成金交付決定を受けてから、耐震診断を行ってください/助成は同敷地で1回限り

ブロック塀などの撤去・新設費用の一部を助成

- 撤去費用助成=道路・隣地境界などに面して設置された、高さ1mを超えるブロック塀・石塀・万年塀などと門柱の撤去(下図参照) ※ブロック塀上部を一部撤去し残置する場合も含む
- 新設費用助成=道路に面して設置された高さ1mを超えるブロック塀等の撤去に伴うフェンス等の新設であること。新設するブロック塀の高さが、道路面から60cm以下であること。新設するフェンス等の高さが、道路面から2m以下のもの
- 助成対象外のもの 販売目的のための整地や解体工事で撤去する場合
- 助成額撤去費=撤去費用と、塀の長さ1mあたり6,000円を乗じた額を比較して少ない方の額/新設費=新設費用と、塀の長さ1mあたり4,000円を乗じた額を比較して少ない方の額 ※新設する塀が国産の木材を使用した木塀の場合は、一定の条件を満たした場合別途助成金を加算します
- 工事契約前に建築指導課(市役所第2庁舎)へ問い合わせのうえ、所定の申請書に案内図・塀の位置図、工事見積書の写し、塀の写真・所有者確認書類を添付し、直接建築指導課へ
- 申請書配布 建築指導課で※市HPからダウンロード可
- 助成金交付決定を受けてから、撤去の工事を着工してください/ブロック塀の一部残置または新設の場合、ブロック部分の高さは60cm以下にしてください

助成金算定例と助成対象となるブロックなど(参考例)

- 助成額算定例**
- 道路に面するブロック塀等(延長10m)の撤去・新設工事、および隣地境界に面するブロック塀等(延長20m)の撤去工事を60万円で行った場合
- 道路に面するブロック塀等撤去 工事費10万円>6万円(6,000円×10m) →助成額6万円
- 道路に面するフェンス等新設 工事費30万円>4万円(4,000円×10m) →助成額4万円
- 隣地境界に面するブロック塀等撤去 工事費20万円>12万円(6,000円×20m) →助成額12万円
- 助成額22万円(6万円+4万円+12万円)



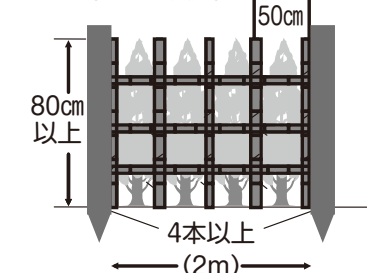
→建築指導課(内492)

生け垣新設費用の一部を補助

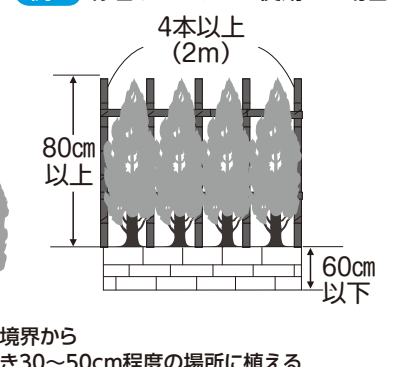
- 以下の①～⑥のすべてに該当する生け垣造成
- ①新設の生け垣である②原則として幅員4m以上の道路に面している③生け垣の総延長は2m以上とする④生け垣に適した樹高80cm以上の樹木を使用し、延長1mあたり2本以上、葉が触れ合うように植える⑤土留めの縁石やブロック塀などを設置する際は、高さ60cm以下とする⑥道路境界から30cm～50cm程度離れた位置に植える(下図参照)
- 補助対象外のもの 開発事業によるもの/営利を目的とするもの/公共・公益的団体が設置するもの/一時的に設置するもの
- 補助額延長1mあたり上限8,000円 ※総額上限なし
- 工事着工前に、所定の申請書に工事費用見積書、完成予定の平面図・立面図、工事前写真を添付し、直接緑と建築課(市役所第2庁舎)へ
- 申請書配布 緑と建築課で※市HPからダウンロード可
- 必ず市の補助金交付決定を受けてから、生け垣造成の工事を着工してください/造成した生け垣は、枝が道路にはみ出さないように適正な管理を行い、長期間にわたり良好な状態を維持してください

補助対象となる生け垣(参考例)

例1 葉と葉が触れ合うように植栽(例1・2共通)



例2 縁石やブロックを使用した場合



道路境界から奥行き30～50cm程度の場所に植える

→緑と建築課(内353)

市役所への申し込み・問い合わせの時間は、特記がない場合は月～金曜日午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)の受付となります。